

平成26年11月10日

奈良県知事 荒井 正吾 様

一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会

理 事 長 阪口 貴子

平成27年度 奈良県障害者福祉施策要望書

平素は、知的障害のある人たちとその家族への福祉の増進にご尽力を賜りお礼申し上げます。

知的障がい者の多くは、家族との同居によって暮らしの基盤を安定させてきました。しかし、核家族化・高齢化がすすみ、地域の間人関係が希薄な状況の中、家族との生活にはいろいろな課題が出てきています。

当会は、知的な障害のある人が障害の程度にかかわることなく、各ライフステージに応じた適切な支援（環境）のもとで、住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせる地域社会の実現を願います。

「親亡き後の課題」を見据えて、知的障害のある人とその家族が地域で安心して暮らす事のできる支援体制整備が不可欠であり急務です。

上記の課題を重点課題として以下の事項について要望いたします。

要望内容

① 知的障がい者の加齢と親の高齢化に向けての支援体制の構築

- ・急激な高齢化が進む中、知的障がい者自身も高齢化していきます。全国に65歳以上の知的障がい者が、5万人を超えると推定されています。また、「独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみ園」の研究では、加齢による疾病等が50歳前後を境に急激に進むとの報告が出ています。奈良県においても顕在化しつつある状況だと思えます。知的障がい者が高齢を迎えるという新たな視点での支援体制を順次整備をしていく時期に来ています。奈良県の相談支援事業所・福祉サービス事業所等において、利用者の高齢化の実態を把握してください。県の自立支援協議会で高齢化部会等の設置も含め精査し検討を願います。

特に、知的障がい者が親元からの「自立支援に向けての居住の場の確保」・「医療的ケアを含む居住の場の確保」・「緊急時の受け入れが出来るショートステイの場の確保」・「家族同居の二人家庭（親一人・子一人）」への配慮ある支援への取り組みを求めます。

- ・65歳になった知的障害のある人たちが、介護保険優先ではなく本人並びに家族の希望（個別支援計画）に基づき柔軟な対応が出来るように市町村へ働きかけをしてください。

② 知的障がい児者が安心して受診できる医療への体制整備（医療保障）

- ・知的・発達障害のある人の中には、医療機関を訪れるだけで不安になり、暴れる・奇声を上げる等の状態になる人がいます。診療がしづらいということで医療拒否があります。現状では、押さえつけて受診させるか、受診をあきらめる状況です。障害特性理解をした上で、安心して受診できる医療機関の確保を切に希望いたします。知的な障害のある人が苦痛を示した時は、かなり状態が悪化しています。
- ・緊急時（入院）に受け入れる病院を確保してください。
- ・入院時に障害特性により個室利用・付き添いが必要となり、費用の負担が多額になります。生活保護の医療扶助でも付き添い費は負担出来ないと聞きます。経済的困窮者の知的障害児者への付き添い・入院負担について医療費の公費負担制度の創設の検討をお願いします。
- ・心身障害者医療費助成事業において療育手帳B1・B2の人にも助成をお願いします。療育手帳Bの人への助成も市町村で異なります。障害者基礎年金2級年金とわずかな工賃の所得では、医療費は大きな負担となります。高齢化に伴い医療機関への回数が増えていくことを見据えて検討をお願いします。
- ・奈良県歯科診療において、歯科治療機関を増やしてください。
- ・発達障害を判定する専門の医療機関・医師も不足です。専門医師も一点集中し予約待ちが半年待ちもあります。
- ・知的障害の人でも、常時オムツをしなくてはならない方がおられます。月額負担が2万円位の負担となります。知的障害のある人へも日常生活用具として支給を検討してください。
- ・上記より、障害者の医療にかかる医療機関や専用相談窓口の創設をご検討ください。

③ 地域における居住支援の強化（グループホーム・ショートステイ）の設置・促進

- ・知的障害の人のグループホームは、親の高齢化・親亡き後を考えると十分な設置数とは言えません。引き続き建設に必要な整備費の確保・公営住宅への利用促進を図ってください。
- ・設備の助成については、優先順位を明確化してほしいとの声があります。また、一か所に多額の助成より、申請者の分配型による助成があれば資金繰りの助かる事業所もあります。ご検討ください。
- ・現行の建築基準法・消防法が大きな障壁となり整備しにくい課題が指摘されています。入居者の安全・安心の確保のための、スプリンクラー設置に向けての補助体制の継続や、建物の耐震強化対策についてなどの、大きな支出には事業者の大きな負担とならないよう十分な補助を国へ申し入れてください。
- ・在宅からの自立移行を考えた時、利用しやすいグループホーム体験推進事業等の拡充策を検討してください。
- ・緊急時のショートステイも不足しています（特に医療的ケアに対応した）。

- ・緊急時の一時支援として空き状況を市町村相談支援センター等で把握できるように体制整備をしてください。

④ 相談支援体制の整備の拡充

(相談支援専門員の適切な配置と市町村自立支援協議会の活性化)

- ・知的障害のある人が、地域で暮らしていくために相談支援体制の拡充が不可欠です。平成24年の整備法のサービス等利用計画を作成の経過措置が本年度で終了します。計画相談が作成されないために、支給決定が行われないなどの利用者の不利益を被らないような対応をしてください。また、駆け込み型の養護者のセルフプランのつじつま合わせにならないように市町村へ働きかけてください。
- ・相談支援事業所の業務が煩雑になり相談支援員が疲弊しないように、適切な人員配置や報酬改善をお願いします。そして、利用者のニーズに対応できる適切な人員配置を図れるように体制整備をしてください。
- ・相談支援体制の拡充には、市町村の自立支援協議会が円滑に機能することです、市町村の自立支援協議会が本人とその家族も構成メンバーに入れ込み、活性化するように働きかけてください。

⑤ 強度行動障害への支援体制の強化

(支援技術の習得・適切な人員配置・施設環境の整備・事業所間の連携の強化)

- ・行動上の困難を抱えつつ生きづらさを感じる強度行動障害の支援には、特性により心を癒す専用の個室の設置、支援技術の習得、福祉サービス事業所間の連携、医療的ケアを伴うショートステイ（緊急一時支援）等が必要です。現在、親も支援員も限界の事案があります。
- ・知的障がい者の高齢化による、後退現象や身体的機能低下が障害の重度化の一因となります。強度行動障害にもなります。支援技術の研修の強化をお願いします。また、強度行動障害のある人への支援は、時には2～3人で対応しなくてはならない状況もあり、報酬単価の加算や個室設置助成金も必要です。現状では、個々の事業所において孤軍奮闘の状況です。このままでは、福祉サービス事業所への強度行動障害のある人の受け入れには限界が生じます。強度行動障害の課題は、受け皿事業所の奮闘だけでは解決できません。スーパーバイザーも必要です。ご検討をお願いします。

⑥ 権利擁護の推進（成年後見制度の普及・啓発）

- ・判断能力が不十分になった人の財産と生活を守るものとして成年後見制度があります。知的障害のある人は、消費者被害・親の高齢化・親亡き後の後を見据えて成年後見制度の利用は不可欠です。最近、高齢者対応を含めて利用する人が急速に増えていると聞いています。親族の後見人が減り、第三者後見が増えています。今後、ますます第三者後見人の需要が拡大していくと思われます。奈良県において第三者後見人の養

成に向けての取り組みを検討してください。

- ・ 成年後見制度の制度利用の阻害要因は、「後見人には、医療同意権がないこと」「170もの欠格条項があること」「後見人報酬が全額本人負担であること」「親で足りるという認識」等があげられます。
- ・ 報酬負担に関してですが、身体障害のある方に、車いす等の補装具があるように、知的障害のある方には、成年後見制度が必要です。障害福祉サービスの中に知的障害者における成年後見制度利用の個別給付を入れてください。
- ・ 以上を踏まえて、身近に使いやすい制度になるよう国に働きかけてください。
- ・ 福祉サービス事業所の職員への成年後見制度の周知・理解はあまり進んでいません。奈良県の権利擁護研修等で制度理解の研修を行ってください。

⑦ 障害福祉サービスの拡充

- ・ 移動支援の単価・支給時間が市町村で格差あります。本人の事情に添った支援をしてください。
- ・ 入所サービスを受けている人が土日の一時帰宅時に、移動支援・行動援護が利用できるようにしてください。(利用できる市町村もあります)
親が高齢になり、我が子の支援が十分できない状況の方おられます。(家族支援の充実)

⑧ 所得保障の拡充

- ・ 地域で暮らす知的障害のある人たちは、所得保障が甚だ不十分だといえます。多くを占める知的障がい者とその家族は、将来に対して不安を抱いています。現行の障害者基礎年金を増額してください。

⑨ 生活保護制度を最後のセイフティネットとして充実をはかること

- ・ 一人親家庭や、親亡き後を見据え、親族・兄弟・姉妹に経済的負担がかからないようにしてください。